

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 告示 | ページ |
| ○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(二五二・福祉政策課)…………… | 1 |
| ○生活保護法による医療機関の指定(二五三・福祉政策課)…………… | 1 |
| ○生活保護法による施術者の指定(二五四・福祉政策課)…………… | 2 |
| ○青少年に有害な図書類の指定(二五五・県民文化政策課)…………… | 2 |
| ○青少年に有害な興行の指定(二五六・県民文化政策課)…………… | 3 |
| ○保安林の指定の予定(二五七・水と緑の森づくり課)…………… | 3 |
| ○保安林の指定解除予定通知(二五八・二六〇・水と緑の森づくり課)…………… | 3 |
| ○基本測量実施の通知(二六一・建設管理課)…………… | 4 |
| ○証紙売りさばき人の指定(二六二・会計管財課)…………… | 4 |
| 公告 | |
| ○県営土地改良事業工事の完了(北秋田地域振興局農林部)…………… | 4 |
| ○土地改良区の役員及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)…………… | 4 |
| ○土地改良区の役員及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)…………… | 4 |
| ○土地改良区の役員及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部)…………… | 5 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○公職選挙法執行規程の一部を改正する規程(八九)…………… | 5 |
| ○政治団体の設立の届出(九〇)…………… | 6 |
| ○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(九一)…………… | 6 |
| ○政治団体の解散の届出(九二)…………… | 7 |

告 示

秋田県告示第二百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年五月二十六日 秋田県知事 佐竹敬久

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|------------------------|-------------------|----------------------|--------------|
| 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター | 秋田県知事 | 大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地 | 平成二十一年三月三十一日 |
| 岩谷診療所 | 北秋田市上小阿仁村病院組合 管理者 | 北秋田市綴子字囲の内十一番 | 平成二十一年四月一日 |
| 株式会社 タカハシ薬局末広店 | 株式会社 代表取締役 | 大館市豊町一番一号 | 平成二十一年四月五日 |
| さいとう歯科クリニック | 齊藤 宏 | 仙北市角館町下新町四一 | 平成二十一年三月三十一日 |
| 斎藤歯科医院 | 斎藤 隆一 | にかほ市平沢字旭町五十一 | 平成二十年十二月三十日 |

秋田県告示第二百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-----|-----------|-------|---------|-------|
| | | | | |

| | | | | |
|------------------------|----------------------------|----------------------|---------------------------|--------------|
| 大石脳外科クリニック | 大石 光 | 大崎市大曲浜町七番四十五号 | 内科、脳神経外科、放射線科 | 平成二十一年四月一日 |
| 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター | 地方独立行政法人秋田県立病院機構 理事長 | 大崎市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地 | リハビリテーション科、神経・精神科、放射線科、歯科 | 平成二十一年四月一日 |
| 株式会社 タカハシ薬局豊町店 | 株式会社 タカハシ薬局 代表取締役 | 大館市豊町二番十七号 | 調剤薬局 | 平成二十一年四月六日 |
| にかほ眼科医院 | 薫 凱男 | にかほ市平沢字田角森六十六番地一号 | 眼科 | 平成二十一年四月二十二日 |
| さいとう歯科クリニック | 齊藤 桂 | 仙北市角館町下新町四一 | 歯科 | 平成二十一年四月一日 |
| フレンド薬局 | 株式会社 ノースファーマ 代表取締役 | 横手市根岸町四番十四号 | 調剤薬局 | 平成二十一年五月一日 |
| オリーブ薬局 | 有限会社 ピー・アンド・エス 代表取締役 | 潟上市天王字追分西二一六十六 | 調剤薬局 | 平成二十一年五月二日 |
| 対馬耳鼻咽喉科医院 | 対馬 孝義 | 潟上市天王字追分西二一七十一 | 耳鼻咽喉科 | 平成二十一年五月八日 |
| イオンスーパーセンター湯沢店 薬局 | イオンスーパーセンター株式会社 代表取締役社長 | 湯沢市字上荻生田百六十二 | 調剤薬局 | 平成二十一年四月二十四日 |
| 健康堂薬局 | 株式会社 健康堂薬品 代表取締役 | 由利本荘市鶴沼百三十五一五 | 調剤薬局 | 平成二十一年四月二十七日 |

秋田県告示第二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

| | | | | | |
|--------|-------|-------|------------|-------|------------|
| 氏名 | 川越 貴文 | 川越整骨院 | 仙北市角館町下新町八 | 柔道整復 | 平成二十一年四月一日 |
| 施術所の名称 | | | | 業務の種類 | 指定年月日 |
| 所在地 | | | | | |

秋田県告示第二百五十五号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第九条第一項の規定により、次の図書

を青少年に有害な図書類として指定し、平成二十一年五月二十六日から施行する。

平成二十一年五月二十六日

| | | | | | | | |
|------|-------|-----|------------------------|-----|-----|------|-----------|
| 指定番号 | 一〇五七二 | 図書名 | 愛の体験 Special デラックス 6月号 | 発行所 | 竹書房 | 指定理由 | 著しく青少年の性的 |
|------|-------|-----|------------------------|-----|-----|------|-----------|

秋田県知事 佐竹敬久

| | | | |
|-------|---------------|----------------------|---------------------------|
| 一〇五七三 | コミックアムール6月特大号 | サン出版 | 感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を |
| 一〇五七四 | シテイヘブン 東北版6月号 | ダブリュエイチコーポレーション仙台営業所 | |
| 一〇五七五 | 月刊 ビタミン 6月号 | 竹書房 | |

秋田県告示第二百五十八号

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知

があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三

| 番号 | 森 林 の 所 在 場 所 | | | 全 面 積 | | 保安林指定 実 測 面 積 (ヘクタール) | 指定の目的 | 指 定 施 業 要 件 | | | | |
|----|---------------|-----|------|-------|--------|-----------------------------|--------|---------------------|-----------------|--|-----------------|--------------------------------|
| | 郡 市 | 町 村 | (大字) | 字 | 地 番 | | | 台 帳 実 測 (平方メートル) | (ヘクタール) | 伐採種別 | 標準伐期齢 | 間伐その他 特別の場合 の伐採に係 るもの |
| 一 | 秋田市 | | | 街道端西 | 二四一の四三 | 一七、八八八 | 一・七八八八 | 飛砂の防備 | (附属明細書 のとおり) | 主伐として伐 採をすること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとす る。 | (附属明細 書のとおり) | (附属明 細書のと おり) |
| 二 | 秋田市 | | | 街道端西 | 二四一の四三 | 一七、八八八 | 一・七八八八 | 公衆の保健 | (附属明細書 のとおり) | 主伐として伐 採をすること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとす る。 | (附属明細 書のとおり) | (附属明 細書のと おり) |

秋田県告示第二百五十六号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三

| | | | |
|-------|--------------------|--------------|-------------------------------|
| 一〇五七六 | BLACK BOX 6月号 | 三英出版 | 誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五七七 | AKITA DE Night 5月号 | 月刊アキタでナイト編集部 | 誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五七八 | 遊名人 5月号 | アンチメディア | 誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五七九 | Sweetプチ | 笠倉出版 | 誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五八〇 | 恋愛白書バステル6月号増刊 | 宙出版 | 誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 一〇五八一 | 微熱 SUPER デラック | セブン新社 | 誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |

年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成二十一年五月二十六日から施行する。

平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐竹 敬久

映画

| 指定番号 | 題 名 | 配 給 元 | 指定理由 |
|------|----------------|--------|------------------------------------|
| 六六五七 | いんび 変態若妻の悶え | オービー映画 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を |
| 六六五八 | コンビニ無法地帯 人妻を狩れ | オービー映画 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を |
| 六六五九 | 希望ヶ丘夫婦戦争 | バイオタイド | 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を |

秋田県告示第二百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定に基づき告示する。

平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐竹 敬久

| |
|-------------------------------|
| 誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
|-------------------------------|

十条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 解除予定保安林の所在場所
にかほ市象潟町横岡字中島岱・馬場字冬師山(以上二文字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 道路用地とするため

解除予定保安林の所在場所

由利本荘市矢島町城内字木境島海(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 一 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 二 解除の理由 道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部水と緑の森づくり課及び由利地域振興局農林部並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二五十九号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 解除予定保安林の所在場所
にかほ市馬場字冬師山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 三 解除の理由 道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部水と緑の森づくり課及び由利地域振興局農林部並びにかほ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百六十号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。
平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 解除予定保安林の所在場所
湯沢市相川字大沢山三の二、三の八(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
解除の理由 水道事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部水と緑の森づくり課及び雄勝地域振興局農林部並びに湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 作業の種類
基本測量(「国土調査に伴う基準点測量」「電子基準点現地調査作業」)
- 二 作業を行う地域
秋田市、北秋田市、仙北市、大仙市、男鹿市、大館市、鹿角市、能代市、横手市、湯沢市、にかほ市、湯上市、由利本荘市、藤里町、八峰町、三種町及び五城目町
- 三 作業を行う期間
平成二十一年六月一日から平成二十二年二月二十八日まで

秋田県告示第二百六十二号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| | | |
|-----------------------------|------------------|-------------|
| 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき場所 | 指定年月日 |
| 男鹿市北浦湯本字草木原八十六番地 株式会社白龍閣 | 男鹿市北浦湯本字草木原八十六番地 | 平成二十一年五月十五日 |

公 告

次の県営土地改良事業につき、その工事を平成二十一年三月二十七日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五

号)第十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 県営土地改良事業(蟹沢地区経営体育成基盤整備事業)
- 二 県営土地改良事業(坊沢地区経営体育成基盤整備事業)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、八郎潟西部干拓地区土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 退任理事の住所及び氏名
男鹿市払戸字小深見百十九番地 鈴木 順平
船越字狐森百四十八番地二 三浦宗二郎
払戸字小深見八番地 船木 準
字小深見七十九番地一 木元 政勝
船越字船越百五十四番地 森元 博明
払戸字小深見七十八番地 鈴木 豊則
字横長根百八十番地 小松二千六
- 二 就任理事の住所及び氏名
男鹿市払戸字小深見百十九番地 鈴木 順平
船越字狐森百四十八番地二 三浦宗二郎
払戸字小深見八番地 船木 準
字小深見七十九番地一 木元 政勝
船越字船越百五十四番地 森元 博明
払戸字小深見七十八番地 鈴木 豊則
字横長根百八十番地 小松二千六
- 三 退任監事の住所及び氏名
男鹿市払戸字小深見二番地 三村 文男
船越字根木一番地 秋山 啓一
- 四 就任監事の住所及び氏名
男鹿市払戸字小深見二番地 三村 文男
船越字根木一番地 秋山 啓一

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田県仙南土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年五月二十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により、平成二十一年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の第二

一項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年五月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 その他の政治団体
イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------|-------|---------|-------------------|-------------|
| 木村功後援会 | 木村 司 | 本田 敦士 | 鹿角郡小坂町小坂字大宮前一―二 | 平成二十一年四月一日 |
| 青雲会 | 川口 博 | 藤原 晃 | 鹿角郡小坂町小坂字山崎二番六十八号 | 平成二十一年四月二日 |
| 三浦常男後援会 | 高松 昭一 | 手塚 稔 | 大仙市花館字下中野二十九 | 平成二十一年四月十五日 |

秋選管告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條の規定により、平成二十一年四月一日から同月三十日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七條の第二一項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年五月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|--------------------|------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------|
| | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党秋田県能代市山本郡第二支部 | 会計責任者 | 畠山 栄子 | 安 保 和 長 | 平成二十一年四月一日 |
| 自由民主党矢島支部 | 会計責任者 | 土田 克夫 | 三 浦 勉 | 〃 |
| 自由民主党西木町支部 | 主たる事務所の 代 表 者 | 仙北市西木町松木内字高屋三百七十三―一 伊 藤 邦 彦 | 仙北市西木町西明寺字荒町東百六十四―七 武 藤 耕 三 | 平成二十一年四月二十日 |
| 自由民主党秋田県港湾支部 | 会計責任者 | 小林 竹典 | 小 松 嘉 次 | 平成二十一年四月二十一日 |
| 自由民主党秋田県雄物川支部 | 会計責任者 | 森 丘 健 二 | 小 玉 理 | 平成二十一年四月二十八日 |
| 民主党秋田県総支部連合会 | 主たる事務所の 所 在 地 | 秋田市保戸野通町五―三十七 菊谷ビル一階 | 秋田市川尻御休町九―三十三 ゆうあいビル三F | 平成二十一年四月二十八日 |

二 その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|-----------------|------------|----------------|-----------------|--------------|
| | | 新 | 旧 | |
| 小山緑郎後援会 | 代 表 者 | 高田 晃 | 井上 俊悦 | 平成二十一年四月一日 |
| 秋田県農協政治連盟あきた北支部 | 会 計 責 任 者 | 松江 博 | 渡辺 秀広 | 平成二十一年四月三日 |
| 秋田市歯科医師連盟 | 会 計 責 任 者 | 渡辺 英雄 | 石田 達郎 | 平成二十一年四月六日 |
| ほそや洋造後援会 | 代 表 者 | 佐藤 俊和 | 小林 勝征 | 平成二十一年四月七日 |
| 秋田県農協政治連盟 | 会 計 責 任 者 | 渡部 正敬 | 佐藤 遵 | 平成二十一年四月十三日 |
| 秋田県山田としお後援会 | 会 計 責 任 者 | 渡部 正敬 | 佐藤 遵 | 〃 |
| 栗林次美後援会 | 主たる事務所の所在地 | 大仙市大曲栄町十三―十六 | 大仙市戸地谷字大和田三百六十三 | 平成二十一年四月二十二日 |
| 大館トライ政策研究会 | 会 計 責 任 者 | 佐々木 弥 | 白瀬 公盟 | 平成二十一年四月二十四日 |
| 小松栄治後援会 | 主たる事務所の所在地 | 大仙市刈和野字本町二十七―一 | 大仙市字刈和野字本町二百二十七 | 〃 |
| 農工連携あきた県民の会 | 主たる事務所の所在地 | 鹿角郡小坂町小坂字野口一番地 | 秋田市川尻大川町十二番三十八号 | 平成二十一年四月二十七日 |

秋選管告示第九十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十一年四月一日から同月三十日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年五月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 解散年月日 | 届出年月日 |
|-----------|---------|--------------|------------|
| 高橋たか夫後援会 | 田 嶋 隆 助 | 平成二十年十二月三十日 | 平成二十一年四月一日 |
| 柳田弘西目町後援会 | 三 浦 孝 郎 | 平成二十一年三月三十一日 | 〃 |

| | | | |
|------------|---------|--------------|--------------|
| 石川平臣後援会 | 鎌 田 清 | 平成二十年十二月三十一日 | 平成二十一年四月二日 |
| 今野鴻業後援会 | 三 浦 考 男 | 平成二十一年三月三十一日 | 平成二十一年四月三日 |
| 高貝ひさと後援会 | 高 貝 久 遠 | 平成二十一年三月二十五日 | 平成二十一年四月九日 |
| 鹿角地域活性化研究会 | 杉 江 宗 祐 | 平成二十一年四月二十日 | 平成二十一年四月二十一日 |
| 杉江宗祐後援会 | 杉 江 宗 祐 | 平成二十一年四月二十日 | 平成二十一年四月二十一日 |

秋選報告第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、その経過を公表する。

平成二十一年五月二十六日

本田 昭 雄 田 中 忠 一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ 報告書の要旨

Ⅰ 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 柳田弘西目町後援会（平成21年分）

報告年月日 平成21年4月1日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 856円

前年からの繰越額 773円

本年の収入額 83円

(ロ) 支出総額 856円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

その他の収入

合 計 83円

(ロ) 支出の内訳

経常経費 856円

事務所費 856円

合 計 856円

政治団体の名称 石川平臣後援会（平成20年分）

報告年月日 平成21年4月2日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(ロ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

その他の収入

合 計 1,075円

(ロ) 支出の内訳

政治活動費

組織活動費

合 計 1,075円

政治団体の名称 高貝ひさと後援会（平成21年分）

報告年月日 平成21年4月9日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(ロ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

寄附

個人からの寄附

その他の収入

合 計 2,338,789円

(ロ) 支出の内訳

政治活動費

その他の経費

合 計

政治団体の名称 鹿角地域活性化研究会（平成21年分）

報告年月日 平成21年4月21日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(ロ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

寄附

個人からの寄附

合 計

(ロ) 支出の内訳

政治活動費

その他の経費

政治団体の名称 杉江宗祐後援会（平成21年分）

報告年月日 平成21年4月21日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額

前年からの繰越額

本年の収入額

(ロ) 支出総額

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

寄附

政治活動費

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

2,338,789円

個人からの寄附
 合計 29,694円
 29,694円
 (イ) 支出の内訳
 政治活動費 29,694円
 その他の経費 29,694円
 合計 29,694円
 2 収入及び支出のない団体
 (1) その他の政治団体

| | |
|------------------|-----------|
| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
| 高橋たか夫後援会(平成20年分) | 平成21年4月1日 |
| 今野鴻業後援会(平成21年分) | 平成21年4月3日 |

| | | | |
|------------------|-------|------------------|---------------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体 | |
| | | 名 | 称 |
| 川口博 | 秋田県知事 | 鹿角郡小坂町小坂字山崎二一六十八 | 代表者氏名 川口博 |
| | | | 届出年月日 平成二十一年四月二日 |

秋選管告示第九十五号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年五月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

| | | | |
|---------------------|---------|---------------------|-----------------------|
| 資金管理団体の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 取り消した資金管理団体 | |
| | | 名 | 称 |
| 高貝久遠 | 秋田県議会議員 | 大仙市太田町太田字築地古館七十二 | 代表者氏名 高貝久遠 |
| 武田英文 | 秋田県議会議員 | 能代市二ツ井町荷上場字鍋良子出口三三八 | 代表者氏名 武田英文 |
| 杉江宗祐 | 秋田県議会議員 | 鹿角市花輪字上花輪百六十九一 | 代表者氏名 杉江宗祐 |
| | | | 届出年月日 平成二十一年四月九日 |
| | | | 届出年月日 平成二十一年四月十五日 |
| | | | 届出年月日 平成二十一年四月二十一日 |

秋選管告示第九十四号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年五月二十六日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄